**【注意事項】**

**平成２８年度事業より「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」を活用し、省エネ性能に加え、環境性能を満たす「環境配慮型浄化槽」を設置する場合に補助金を交付する事業に取り組んでいます。**

**つきましては、別紙の「環境配慮型浄化槽　適合機種・仕様一覧表」に示す機種が当該事業の対象機種となりますので、ご確認ください。**

**【施工上の留意点】**

1. **浄化槽施行基準に沿った工事を実施してください。**
2. **支柱工事について**

**不特定の車両が乗り入れ可能な場所に浄化槽を設置する場合は、強度を保つため支柱工事が必要となります。（支柱レス浄化槽でも同様です。）**

**支柱レス工事を行う際は、事前に重量の限度等を施主に説明し理解を得てください。**

1. **宅内配管費について**

**工事途中の工程検査を予定していません。実績時に提出していただく工程写真で検査としますので、統一の写真台帳に記載している内容の写真を撮影してください。**

**【実績報告及び完了検査】**

1. **実績報告は事業完了日から１か月以内に提出してください。**
2. **町が行う工事完了検査は、実績報告書提出後速やかに行います。申請者及び施工業者、玖珠町の３者立会いの下で行いますのでよろしくお願いします。**

**【提出書類での注意点】**

1. **日付の記入については十分注意してください。**

**（書類の受付時に記入していただいても結構です。）**

1. **見積書及び精算書は、会社の様式ではなく、町の統一様式で提出してください。**
2. **「排水配管図面」について、申請時から変更があった場合にはその旨を報告し、必ず実績報告時までに「変更後排水配管図面」の提出を行ってください。**
3. **工事工程表について**

**当初提出した工程表に変更が生じた場合は、変更後の工程表を速やかに提出してください。**

**５．工事写真台帳について**

**工事写真は町が示す統一様式の項目及び必要な工程写真を添付してください。**

**写真台帳については、玖珠町ホームページに添付している「浄化槽設置工事写真帳」と「単独浄化槽・汲み取り便槽撤去工事写真帳」「宅内配管工事写真」を統一様式とし、市販の写真台帳での提出の場合は、統一様式に沿った項目を記入し写真を添付して提出してください。**

**なお、利用の際は該当するチェック欄に☑を入れてください。**

**＊黒板の文字が小さいなど見えづらくなる場合は、黒板を手前にする等の工夫をして対応してください。**

**６．転換補助について**

**家屋の増改築で住宅面積が増加するものは対象外です。**

**単独処理浄化槽からの転換**

**ア　単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合は、保健所提出の「浄化槽使用廃止届出書」の写しを必ず添付してしてください。**

**イ　単独浄化槽撤去補助金の添付書類について**

**単独処理浄化槽撤去補助金の実績報告添付書類として、浄化槽使用廃止届出書の写（西部保健所受付印有り）、廃棄物マニフェストＥ票の写及び単独処理浄化槽撤去工事写真を添付してください。**

**ウ　汲み取り便槽撤去補助金の添付書類について**

**汲み取り便槽槽撤去補助金の実績報告添付書類として、廃棄物マニフェストＥ票の写及び汲み取り便槽撤去工事写真を添付してください。**

**７．保証登録証添付の廃止について**

**平成２７年度より、実績報告一件書類中「保証登録証」の添付を廃止しています。**

**但し「Ｃ票」及びＣ票添付の「登録証」はこれまでどおり添付してください。**

**【申請書類の受付】**

1. **受付方法**

**補助金申請に必要な書類がすべて添付されてから受付、審査を行います。事前提出や郵送での提出はできません。また、転換は原則２月末（新築は３月中旬まで）までに工事完了ができないものは受付できません。**

1. **受付期間**

**毎年１２月２８日までを原則とします。**

**特に理由があって申請が遅れる場合は、事前に連絡してください。**

1. **受付場所**

**玖珠町役場　住民課　環境政策班　　ＴＥＬ　７２－１１３７（内線１１８）**